

7 東彼杵町条例第32号

東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月24日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和２年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第８条 東彼杵町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>８円３８銭</u>を超える場合には、<u>８円３８銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第１４２条第１項第７号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第１１条 東彼杵町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>５８６円８８銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に３１６、２５０円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を超える場合には、当該除して得た金	（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第８条 東彼杵町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>７円７３銭</u>を超える場合には、<u>７円７３銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第１４２条第１項第７号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続） 第１１条 東彼杵町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>５４１円３１銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に３１６、２５０円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は、１円とする。）を超える場合には、当該除して得た金

額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、ポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、ポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の東彼杵町議会議員及び東彼杵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。